

資料 No. 1

平成16年度8月補正予算

7月福井豪雨災害対策の概要

福 井 県

7月福井豪雨災害対策の概要

～ 1日も早い復興を目指して ～

< 特色 >

被災者の立場に立った本県独自の災害対策を緊急措置

早期実施により目に見える形での復興を実現

| 総 額 | 対策額 583億 | 予算額 421億 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 1 被害を受けた方々の生活・住宅支援 | 83億 | 30億 |
| (1) 生活再建のための緊急支援 | 19億 | 11億 |
| (2) 住宅再建の支援 | 64億 | 19億 |
| (3) こころの元気回復 | 0.1億 | 0.1億 |
| 2 産業の再生 | 133億 | 34億 |
| (1) 中小企業の復興支援 | 123億 | 32億 |
| (2) 伝統的工芸品産地の再生支援 | 4億 | 2億 |
| (3) 農業・農村の復興支援 | 6億 | 0.1億 |
| 3 社会基盤の早期復旧 | 269億 | 259億 |
| (1) 河川・道路・砂防施設等の復旧 | 167億 | 167億 |
| (2) 農林施設の復旧 | 100億 | 90億 |
| (3) 文化・社会福祉施設等の復旧 | 2億 | 2億 |
| 4 再度災害の防止 | 93億 | 93億 |
| (1) 災害関連公共事業 | 92億 | 92億 |
| (2) 災害対策の緊急調査等 | 1億 | 1億 |
| 5 救助活動等の実施・支援 | 5億 | 5億 |

「対策額」は貸付事業の融資枠のように事業の総額を表し、「予算額」は事業の総額のうち、福井県の支出分を表す数値である。
 (例：貸付事業の融資枠100億円、県の金融機関預託額25億円の場合、「対策額」は100億円、「予算額」は25億円)
 なお、予算額は7月専決予算と8月補正予算の計である。

【予算の財源について】

421億円の予算額のうち、国庫補助負担金が約6割、259億円を占めるとともに、約2割、93億円は、その元利償還金の大部分が後年度交付税で措置される地方債を充てている。

これらの結果、一般財源の使用額は13億円(7月専決予算分4億円を含む)にとどまり、本県財政に与える影響は最小限のものとなっている。

なお、今後、「激甚災害」に指定されれば更に補助の嵩上げが行われる見込みである。

1 被害を受けた方々の生活・住宅支援

| (1) 生活再建のための緊急支援 | 予 算 額 (単位：千円) |
|--|------------------|
| ㊦緊急被災者支援金 (7月専決分) 700,000 住家の全・半壊、一部破損、床上・床下浸水の被害を受けた世帯に対して、多くの方々から寄せられた義援金の一部を活用し、支援金を給付します。 支給額 全・半壊、一部破損、床上浸水の場合 10万円 床下浸水の場合 2万円 | |
| ㊦災害援護資金無利子貸付事業 <債務負担行為> <9,583> 災害援護資金について、5年間(据置期間を含む)被災者の利子負担をなくすため、市町村に利子相当額の半額を補助します。 貸付限度額 住宅が全壊の場合 250万円 住宅が半壊の場合 170万円 家財の損害(1/3以上)の場合 150万円 | |
| 災害援護資金貸付金 352,600 被災者に災害援護資金を貸し付ける市町村に対し、災害援護資金の貸付原資を貸し付けます。 | |
| ㊦生活福祉資金(災害援護資金・住宅資金)無利子貸付事業 <債務負担行為> <10,768> 被災者に対する生活福祉資金(災害援護資金・住宅資金)の貸付けを5年間(据置期間を含む)無利子にするため、福井県社会福祉協議会に対し貸付利子相当額を補助します。 貸付限度額 住宅が全壊の場合 250万円 住宅が半壊の場合 170万円 家財の損害の場合 150万円 | |
| ㊦母子寡婦福祉資金無利子貸付事業 27 被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けを5年間無利子にします。 貸付限度額 住宅資金 200万円 転宅資金 26万円 生活資金 30万9千円 | |
| 災害弔慰金等負担金 15,000 災害により亡くなられた方の遺族および重度の障害を受けられた方に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給します。 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4 | |

県立学校・県立大学授業料の減免

11,199

県立学校・県立大学の被災生徒・学生を対象に授業料の減免を行います。

(減免の内容)

| 項目 | 減免額 | 減免期間 |
|--------------------------|---------------------|---------------------|
| 県立高等学校授業料 県立看護専門学校授業料 | 家屋の全・半壊： 全額 | 16年8月～17年3月 の授業料 |
| 県立大学授業料 | 一部破損、床上浸水： 1/2減免 | 後期分授業料 |

私立高等学校修学補助金

8,502

被災世帯の生徒を対象に、県立高等学校と同一の基準により授業料の減免を行った私立高等学校に対して、減免分を補助します。

県税の減免、猶予等

382,000

被災者を対象に県税の特例措置として、減免、納税の猶予、期限の延長等の措置を行います。

(減免の内容)

| 県税の種類 | 減免の対象となる場合 | 減免の割合 |
|--------|--|------------------|
| 自動車税 | 自己所有の自動車の損害金額が一定額以上のとき（修繕して使用する場合） | 1/2減免 |
| 自動車取得税 | 災害から6か月以内に被災自動車に代わる自動車を取得したとき | 被災自動車の被災直前の価格×税率 |
| | 取得後1か月以内に災害により滅失したとき | 被災自動車の自動車取得税の全額 |
| 個人事業税 | 事業用資産の損害金額が2/10以上で、前年中の事業所得が1千万円以下の場合 | 2/10～全額 |
| | 上記の適用がない場合、住宅が損害を受けた場合で前年中の事業所得が500万円以下のとき | 3/10～5/10 |
| 不動産取得税 | 滅失、損壊した不動産に代わる不動産を災害から3年以内に取得したとき | 滅失不動産の価格×税率 |
| | 取得した直後に滅失、損壊したとき | 全額 |

手数料等の減免

被災者に対する証明書の再交付等、各種行政許可の申請手数料等を減免します。

(減免の内容)

| 項目 | 主なもの | 減免額 | 減免期間 |
|------------------|------------------------------------|-----|---------------|
| 各種証明書、免許証など | 運転免許証再交付手数料 自動車保管場所証明書交付 手数料 | 全額 | 原則17年3月 まで |
| 営業再開に必要なもの | 飲食店営業許可申請手数料 | | |
| 建築物の復旧に必要な もの | 建築確認申請手数料 建築完了検査手数料 | | 原則1年間 |

(2) 住宅再建の支援

㊦被災者住宅再建補助金

1,666,600

被災世帯に対し、住宅の改築、補修等に要する経費について補助します。

補助対象者 自ら居住する自己所有の住宅に被害を受けた方で、その住宅を補修し、または同一市町村内において住宅を新築、購入し、その住宅を所有する方

補助限度額 全壊世帯 400万円
(改築、補修等300万円、家財道具等100万円)

半壊世帯 200万円
(改築、補修等150万円、家財道具等50万円)

一部破損、床上浸水世帯 50万円(補修、家財道具等50万円)

負担割合 県1/2、市町村1/4、本人1/4

全壊・大規模半壊世帯における解体撤去、整地等の経費については、国の被災者生活再建支援金の支給を受けることができます。(補助限度額にはこの支援金の支給額が含まれます。)

(P15、16参照)

㊦被災者住宅再建資金無利子貸付事業

32,382

<債務負担行為> <245,605>

被災世帯が住宅の改築、補修等をする際に利用する貸付金について、5年間無利子とするため、利子補給します。

無利子貸付対象者 自ら居住する自己所有の住宅に被害を受けた方で、その住宅を補修し、または同一市町村内において住宅を新築、購入し、その住宅を所有する方

無利子貸付限度額 全壊の場合 2,000万円
半壊の場合 1,000万円
一部破損、床上浸水の場合 300万円

2 産業の再生

| | | 予 算 額 (単位：千円) |
|---|--|------------------|
| (1) 中小企業の復興支援 | | |
| ⑧中小企業支援緊急資金無利子貸付事業 | 預託額 | 2,500,000 |
| | 保証料補給金 | 640,000 |
| | 利子補給金 <債務負担行為> | <601,250> |
| | 損失補償 <債務負担行為> | <900,000> |
| <p>福井豪雨により事業用資産に直接被害を受けた中小企業者に対して、利子については5年間、保証料については全期間、県が全額補給する特別資金を創設し、経営再建に必要な運転資金および設備資金を融資します。</p> <p>貸付限度額 1億円(知事特認2億円) 貸付期間 10年以内(据置2年以内) 貸付枠 100億円</p> | | |
| 県制度融資返済猶予 | 預託額 | 28,660 |
| | 保証料補給金 | 80 |
| <p>県制度融資を利用している被災中小企業者に対して、被災による資金繰りの悪化を緩和するため、借入金の返済期日を延長します。</p> <p>対象資金 16年7月18日以前に融資実行された県制度融資資金 返済猶予期間 1年間</p> | | |
| ⑨小規模事業者緊急資金無利子貸付事業 | <債務負担行為> | <45,232> |
| | <p>被災を受けた小規模事業者が、無担保・無保証人など利便性の高い小企業等経営改善資金(マル経資金)生活衛生改善貸付金を利用する場合、県と市町村が利子を全額補給します。</p> <p>利子補給期間 5年間 負担割合 県2/3、市町村1/3</p> | |
| ⑩被災商工業者向け経営安定巡回相談事業 | | 4,700 |
| <p>被災地域の商工会議所、商工会に特別相談窓口を開設し、中小企業診断士、税理士等の専門家による巡回相談を実施します。</p> | | |

(2) 伝統的工芸品産地の再生支援

| | | |
|---|--|--------------------------|
| ⑨ | 伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業 | 230,000 |
| | 大きな被害を受けた越前漆器、越前和紙の産地において、企業の基盤である生産設備等の復旧に対して支援を行います。 | |
| | (1) 生産設備復旧支援事業 | 130,000千円 |
| | 事業内容 | 生産設備等の更新、修繕に要する経費の一部を助成 |
| | 補助率 | 2/3以内 |
| | 補助限度額 | 1企業当たり300万円 |
| | (2) 生産促進・需要創出事業 | 100,000千円 |
| | 越前漆器 | (70,000千円) |
| | 事業内容 | 需要創出を図る取組みに対し、経費の一部を助成 |
| | 補助対象者 | 越前漆器協同組合 |
| | 17年度事業見込 | 20,000千円 |
| | 越前和紙 | (30,000千円) |
| | 事業内容 | 原材料(楮、三桠など)の共同購入経費の一部を助成 |
| | 補助対象者 | 福井県和紙工業協同組合 |

(3) 農業・農村の復興支援

| | | |
|---|--|--|
| ⑩ | 農業緊急資金無利子貸付事業 | 1,027 |
| | < 債務負担行為 > | <19,494> |
| | 保証料補給金 | 3,500 |
| | 被災を受けた農業者の経営再建に資するため特別融資制度を創設し、保証料を全額県が負担するとともに、無利子となるよう利子補給を行います。 | |
| | 貸付枠 | 5億円 |
| | 貸付限度額 | 農業災害資金 個人 200万円、生産組織 500万円 農業経営維持安定資金 個人 200万円、法人 1,000万円 |
| | 貸付期間 | 農業災害資金 5年以内(据置1年以内) 農業経営維持安定資金 5年以内(据置3年以内) |

| | | |
|---|---|-------------|
| ⑪ | 認定農業者営農継続支援事業 | 10,800 |
| | 被災地域の農業を守るため、農業協同組合等が、被災した認定農業者に対し農業機械等をリースする場合、その購入費の一部を補助します。 | |
| | 補助率 | 県1/3、市町村1/6 |

| | |
|--|-------|
| <p>⑧ハナエチゼン・コシヒカリ刈取り応援事業</p> <p>農業機械が失われたため、水稻の収穫ができない被災地区の稲の刈取り作業を支援するため、不足コンバインの調達経費等に対し補助します。</p> <p>事業主体 被災地区の農業協同組合</p> <p>補助率 1/2</p> | 1,200 |
|--|-------|

| | |
|--------------------------|-----|
| <p>⑧内水面漁業緊急資金無利子貸付事業</p> | 246 |
|--------------------------|-----|

< 債務負担行為 > <1,937>

被災した内水面漁業生産組合の経営の維持回復を図るため、特別融資制度を創設し、これを無利子とするため、利子補給を行います。

| | |
|-------|-------------|
| 貸付枠 | 3,000万円 |
| 貸付限度額 | 1,000万円 |
| 貸付期間 | 5年間(据置1年以内) |

3 社会基盤の早期復旧

| (1) 河川・道路・砂防施設等の復旧 | | 予 算 額 (単位：千円) |
|---------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 河川等災害復旧事業（公共） | | 15,645,529 |
| 対象箇所 | 河川 2 6 3 箇所 9,342,506 千円 | |
| | 道路 1 8 1 箇所 3,357,794 千円 | |
| | 砂防等 1 7 3 箇所 2,940,468 千円 | |
| | 港湾 2 箇所 4,761 千円 | |
| 港湾内漂着物の処分 | | 14,807 |
| 道路復旧環境整備事業 | | 1,147,000 |
| 対象箇所 | 土砂の除去等 2 4 7 箇所 | |
| (2) 農林施設の復旧 | | |
| 耕地災害復旧事業（公共） | | 4,370,264 |
| 対象箇所 | 農地 1,301 箇所 | |
| | 農業用施設 1,049 箇所 | |
| 林道施設災害復旧事業（公共） | | 3,870,076 |
| 対象箇所 | 林道 515 箇所 | |
| ⑧林道機能緊急回復事業 | | 30,000 |
| 集落や公共施設等周辺の林道の小規模な災害の早期復旧を図ります。 | | |
| 事業主体 | 市町村 | |
| 対象箇所 | 201 箇所 | |
| 補助率 | 1/2 | |
| 治山施設災害復旧事業（公共） | | 156,990 |
| 対象箇所 | 治山ダム等 19 箇所 | |
| 災害関連農山村生活環境施設復旧事業 | | 549,685 |
| 対象箇所 | 集落排水施設等 15 地区 | |
| 負担割合 | 国5/10、県1/10（かさ上げ）地元4/10 | |

| | |
|---|--------|
| 農業共同利用施設災害復旧事業（公共） 対象箇所 育苗施設、資材倉庫等 8箇所 | 21,253 |
|---|--------|

（ 3 ）文化・社会福祉施設等の復旧

< 一乗谷朝倉氏遺跡の復旧 >

| | |
|---|--------|
| 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡災害復旧事業 本県の貴重な歴史的遺産である一乗谷朝倉氏遺跡の被害に対して、遺跡の保護を図るとともに、来訪者が従来どおり見学できるように、早急に土砂の除去等の復旧整備を行います。 | 20,000 |
|---|--------|

| | |
|-------------------------------|--------|
| 一乗谷朝倉氏遺跡資料館・埋蔵文化財調査センター災害復旧事業 | 69,000 |
|-------------------------------|--------|

< 社会福祉施設等の復旧 >

| | |
|----------------------------------|--------|
| 老人福祉施設災害復旧事業 対象施設数 老人福祉施設 2施設 | 11,742 |
|----------------------------------|--------|

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 障害者福祉施設等災害復旧事業 対象施設数 障害者福祉施設等 5施設 | 22,819 |
|--------------------------------------|--------|

| | |
|---|--------|
| 児童館・保育所災害復旧事業 対象施設数 児童館 1施設 保育所 7施設 | 24,806 |
|---|--------|

| | |
|---------------------------|-------|
| 若者就職支援センター（ふくいジョブカフェ）復旧事業 | 2,200 |
|---------------------------|-------|

4 再度災害の防止

| (1) 災害関連公共事業 | 予 算 額 (単 位 : 千 円) |
|---|------------------------|
| 災害関連緊急砂防事業 (公共) 対象箇所 砂防堰堤 36箇所 | 8,160,000 |
| 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (公共) 対象箇所 擁壁工、法面工 8箇所 | 336,060 |
| 災害関連緊急治山事業 (公共) 対象箇所 治山ダム等 19箇所 | 664,285 |
| ⑩山地危険箇所緊急対策事業 山腹崩壊等が発生した危険箇所において、緊急に対策工事を行います。 事業主体 県、市町村 対象箇所 10箇所 補助率 1/2 (市町村事業) | 18,000 |
| | |
| (2) 災害対策の緊急調査等 | |
| ⑩山地・土砂激甚災害対策緊急調査事業 土砂災害の状況、山腹崩壊、溪岸の浸食等を調査したうえで、保全すべき対象エリアを特定し、治山・砂防施設の配置計画を策定します。 | 76,000 |
| ⑩足羽川洪水災害調査対策検討事業 学識経験者等で構成する「足羽川洪水災害調査対策検討会」を設置し、洪水発生から氾濫被害までの各局面について実態を把握するとともに、今後の治水対策等の方向性を検討します。 | 1,000 |
| ⑩山間集落豪雨災害対策検討事業 豪雨災害に強い農山村づくりのため、専門家、有識者で組織する検討委員会を設置し、被害の発生状況や要因の分析、現地調査等を行います。 | 1,000 |

| 5 救助活動等の実施・支援 | | 予 算 額 (単位：千円) |
|---|---------|------------------|
| 救助活動費〔県実施分〕 被災者の救助・救護や支援物資の提供等の応急救助活動を実施しました。 (救助活動内容) <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリおよび緊急消防援助隊等による救助活動 ・支援物資購入、被災地への輸送 ・医師および看護師等で構成する救護班の派遣 等 | 80,314 | |
| 救助活動費〔市町村実施分〕 (救助活動内容) <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公民館等を利用した避難所の設置 ・土石、泥土等の障害物の除去 ・損失、き損した学用品の支給 ・支援物資の提供 等 | 248,674 | |
| 災害ボランティア活動支援事業 福井県水害ボランティア本部を中心に各被災市町において災害ボランティアが行った 復旧活動に対し、福井県災害ボランティア活動基金により支援を行います。 (支援内容) <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点(本部、現地)の設置・運営 ・活動に必要な資機材購入 ・ボランティア活動保険加入 ・被災地までのシャトルバス運行 | 86,000 | |
| 感染症予防対策事業 感染症の発生およびまん延防止のため、消毒や検査など必要な対策を行い、公衆衛生の 向上を図ります。 | 15,300 | |
| 水防資材費 土のう袋の購入 | 28,574 | |

各災害対策の担当部局・課

1 被害を受けた方々の生活・住宅支援

(1) 生活再建のための緊急支援

| | | |
|--------------------------------|----------------|----------------|
| 新 緊急被災者支援金 | 福祉環境部 | 地域福祉課 |
| 新 災害援護資金無利子貸付事業 災害援護資金貸付金 | 福祉環境部 福祉環境部 | 地域福祉課 地域福祉課 |
| 新 生活福祉資金(災害援護資金・住宅資金)無利子貸付事業 | 福祉環境部 | 地域福祉課 |
| 新 母子寡婦福祉資金無利子貸付事業 災害弔慰金等負担金 | 福祉環境部 福祉環境部 | 児童家庭課 地域福祉課 |
| 授業料の減免(県立高等学校) | 教育庁 | 学校教育振興課 |
| 〃 (県立看護専門学校) | 福祉環境部 | 医務薬務課 |
| 〃 (県立大学) | 総務部 | 文書学事課 |
| 私立高等学校修学補助金 | 総務部 | 文書学事課 |
| 県税の減免、猶予等 | 総務部 | 税務課 |
| 手数料等の減免 | 総務部 | 財務企画課 |

(2) 住宅再建の支援

| | | |
|----------------------------------|--------------|----------------|
| 新 被災者住宅再建補助金 | 土木部 | 建築住宅課 |
| 新 被災者住宅再建資金無利子貸付事業 応急仮設住宅供給事業 | 土木部 福祉環境部 | 建築住宅課 地域福祉課 |
| 新 被災者住宅再建補助金特別枠の新設(市町村振興資金貸付事業) | 土木部 総務部 | 建築住宅課 市町村課 |

(3) こころの元気回復

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 新 「こころの元気」回復応援事業 | 福祉環境部 | 健康増進課 |
| 新 被災児童・生徒の「こころの元気」回復応援事業 | 教育庁 | 義務教育課 |

2 産業の再生

(1) 中小企業の復興支援

| | | |
|----------------------------------|----------------|----------------|
| 新 中小企業支援緊急資金無利子貸付事業 県制度融資返済猶予 | 産業労働部 産業労働部 | 経営支援課 経営支援課 |
| 新 小規模事業者緊急資金無利子貸付事業 | 産業労働部 | 経営支援課 |
| 新 被災商工業者向け経営安定巡回相談事業 | 産業労働部 | 商業・サービス業振興課 |

(2) 伝統的工芸品産地の再生支援

| | | |
|---------------------|-------|------------|
| 新 伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業 | 産業労働部 | 地域産業・技術振興課 |
|---------------------|-------|------------|

(3) 農業・農村の復興支援

| | | |
|-----------------------|-------|---------|
| 新 農業緊急資金無利子貸付事業 | 農林水産部 | 農業技術経営課 |
| 新 認定農業者営農継続支援事業 | 農林水産部 | 農業技術経営課 |
| 新 ハナエチゼン・コシヒカリ刈取り応援事業 | 農林水産部 | 農畜産課 |
| 新 内水面漁業緊急資金無利子貸付事業 | 農林水産部 | 水産課 |

3 社会基盤の早期復旧

(1) 河川・道路・砂防施設等の復旧

河川等災害復旧事業（公共）

土木部

河川課、港湾空港課

港湾内漂着物の処分

土木部

港湾空港課

道路復旧環境整備事業

土木部

道路保全課

(2) 農林施設の復旧

耕地災害復旧事業（公共）

農林水産部

農村振興課

林道施設災害復旧事業（公共）

農林水産部

森づくり課

新 林道機能緊急回復事業

農林水産部

森づくり課

治山施設災害復旧事業（公共）

農林水産部

森づくり課

災害関連農山村生活環境施設復旧事業（公共）

農林水産部

森づくり課、農村振興課

農業共同利用施設災害復旧事業（公共）

農林水産部

農林水産振興課

(3) 文化・社会福祉施設等の復旧

< 一乗谷朝倉氏遺跡の復旧 >

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡災害復旧事業

教育庁

文化課

一乗谷朝倉氏遺跡資料館・埋蔵文化財調査センター災害復旧事業

教育庁

文化課

< 社会福祉施設等の復旧 >

老人福祉施設災害復旧事業

福祉環境部

高齢福祉課

障害者福祉施設等災害復旧事業

福祉環境部

障害福祉課、健康増進課

児童館・保育所災害復旧事業

福祉環境部

児童家庭課

若者就職支援センター（ふくいジョブカフェ）復旧事業

産業労働部

労働政策課

4 再度災害の防止

(1) 災害関連公共事業

災害関連緊急砂防事業（公共）

土木部

砂防海岸課

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（公共）

土木部

砂防海岸課

災害関連緊急治山事業（公共）

農林水産部

森づくり課

新 山地危険箇所緊急対策事業

農林水産部

森づくり課

(2) 災害対策の緊急調査等

新 山地・土砂激甚災害対策緊急調査事業

農林水産部

森づくり課

土木部

砂防海岸課

新 足羽川洪水災害調査対策検討事業

土木部

河川課

新 山間集落豪雨災害対策検討事業

農林水産部

森づくり課

5 救助活動等の実施・支援

救助活動費〔県実施分〕

県民生活部

危機対策・防災課

福祉環境部

医務薬務課

救助活動費〔市町村実施分〕

福祉環境部

地域福祉課

災害ボランティア活動支援事業

県民生活部

男女参画・県民活動課

感染症予防対策事業

福祉環境部

健康増進課

水防資材費

土木部

河川課

国の被災者生活再建支援制度の問題点

| | 全 壊 | 大規模半壊 | 半 壊 | 一部損壊 ・ 床上浸水 | | | |
|-------------|-----|-------|-----|-------------------|-------------|-------------|---|
| 改築・補修に係る経費 | ○ | | | | | | |
| 解体撤去、整地、家賃等 | | | | | 上限 200万円 | 上限 100万円 | ○ |
| 家財道具等 | | | | | 上限 100万円 | | |

○：国の制度で支給対象

所得制限あり

（問題点）

- 現在の制度は、主に住宅の構造上や物理的な損害を対象にしており、水害における床上浸水に伴う悪臭や将来的な腐食可能性など、水害による住宅の大幅な質の劣化が考慮されていないこと。
（半壊、一部損壊または床上浸水の場合でも住宅に大幅な質の劣化をもたらすばかりか、床・壁や家財道具等の被害も深刻であること。）
- 現在の制度は、支給対象となる経費が解体、撤去費用や借入金利子等に限られ、住宅の建設、補修費用は対象外となっており、全壊や大規模半壊のみを対象としており、被災者の生活再建の実情に合っていないこと。
- 所得制限があることや全壊の場合のみ家財道具が対象とされることも、水害など自然災害による被災者のニーズを制限していること。

本県の被災者住宅再建補助金の概要

補助金支給上限額について

内は補助対象経費の負担割合を示す。

| 被害程度 対象経費 | 全 壊 | | 半 壊 | | | 一部破損 床上浸水 | |
|--|---|--|---|--|---|----------------------------|--|
| | | | 大規模半壊 | | 大規模でない 半壊 | | |
| 住宅の新築・補修 に係る経費 うち被災者 生活再建支 援法の対象 (解体撤去、 整地等) | 300万円 (補助対象経 費の3/4) 県 1/2 市町村 1/4 本人 1/4 | 300万円 - (A) (被災者生 活再建支 援法を適用) 200万円 (A) 国 1/2 基金 1/2 本人 0 | 150万円 (補助対象 経費の3/4) 県 1/2 市町村 1/4 本人 1/4 | 150万円 - (B) (所得制限 を超えない 場合、被災 者生活再建 支援法を適 用) 100万円 (B) 国 1/2 基金 1/2 本人 0 | 150万円 (補助対象経費 の3/4) 県 1/2 市町村 1/4 本人 1/4 | 50万円 (補助対象経費 の3/4) | |
| 家財道具等 | 100万円 (補助対象経費 の3/4) 県 1/2 市町村 1/4 本人 1/4 | (所得制限 を超えない 場合、被災 者生活再建 支援法) 100万円 国 1/2 基金 1/2 本人 0 | 50万円(補助対象経費の3/4) 県 1/2 市町村 1/4 本人 1/4 | | | 県 1/2 市町村 1/4 本人 1/4 | |
| 合 計 | 400万円 | | 200万円 | | | 50万円 | |

網掛け部分について新制度

は、今回、特別に制度を新設し、また要件を緩和したものと

7月福井豪雨災害緊急支援・融資制度

| 制度 | 事業 | 用途 | 対象者 | 貸付限度額 | 償還期間 (うち据置期間) | 実質貸付利率 | 無利子期間 | 基準金利 (参考) | 利子補給率 | | | 必要な担保 ・保証人 | 備考 | 相談窓口 (県の担当課) |
|--------------------------|----------------------------|-------------------|---|---|---|----------------------|---------------------------------|---|--------|--------|-----------------|--------------------------------------|-------------------------|---|
| | | | | | | | | | 県 | 市町村 | その他 | | | |
| 生活・住宅再建緊急支援・融資制度(福井豪雨関連) | 緊急被災者支援金 | | 被災した世帯 | [支給額] 全壊、流失、半壊、一部破損、床上浸水 10万円 床下浸水 2万円 | | | | | | | | | | 県・市町村 福祉環境部 地域福祉課 |
| | 被災者住宅再建補助金 | 住宅・家財道具等資金 | 居住している自己所有の住宅が被災した方 | [補助金上限額] 全壊 400万円 半壊 200万円 一部破損、床上浸水 50万円 | | | | 国の制度により手当てされる部分は以下のとおり(所得制限あり) 全壊 300万円 半壊(大規模半壊のみ) 100万円 一部破損、床上浸水 なし | | | | 住宅の新築・補修等に要する経費に対する補助 | 県・市町村 土木部 建築住宅課 | |
| | 被災者住宅再建資金無利子貸付事業 | 住宅資金 | 居住している自己所有の住宅が被災した方 | [無利子貸付対象限度額] 全壊 2,000万円 半壊 1,000万円 一部破損、床上浸水 300万円 | 金融機関との契約内容による | 0% (金利が2.1%以下の場合) | 5年 | 住宅金融公庫 2.1% (災害復興住宅融資) 民間金融機関の金利 | 2.1% | | | 金融機関との契約内容による | | 県・住宅金融公庫・民間金融機関 土木部 建築住宅課 |
| | 災害援護資金無利子貸付事業 | 全て(住宅・家財道具・生活等資金) | 居住している自己所有の住宅が被災した方(借家、アパートなどにお住まいの被災者の方も、家財道具が破損した場合には借入れができます。) | 全壊 250万円 半壊 170万円 家財 150万円 | 10年以内 (3年) | 0% | 5年 | 3% | 1.5% | 1.5% | | 連帯保証人 | 所得制限あり | 県・市町村 福祉環境部 地域福祉課 |
| | 生活福祉資金(災害援護資金・住宅資金)無利子貸付事業 | 全て(同上) | 所得要件等により他の借入れができない方で居住している自己所有の住宅が被災した方(同上) | 全壊 250万円 半壊 170万円 家財 150万円 | 8年以内 (3年) | 0% | 5年 | 3% | 3% | | | 連帯保証人 | 所得制限なし | 県・県および市町村の社会福祉協議会 福祉環境部 地域福祉課 |
| | 母子寡婦福祉資金無利子貸付事業 | 全て(同上) | 母子家庭の母・寡婦の方で居住している自己所有の住宅が被災した方(同上) | 住宅資金 200万円 転宅資金 26万円 生活資金 30万9千円 | 住宅資金 9年以内(2年) 転宅資金 3年6月以内(6月) 生活資金 8年6月以内(6月) | 0% | 住宅資金 5年 転宅資金 3年6月 生活資金 5年 | 3% | 3% | | | 連帯保証人 | 所得制限なし 災害援護資金の借入れも可能 | 県 福祉環境部 児童家庭課 |
| 産業再生緊急支援・融資制度(福井豪雨関連) | 県制度融資返済猶予 | 運転資金 設備資金 | 平成16年7月18日以前から県制度融資(企業立地促進資金を除く。)を利用している方で被災した方 | | [返済猶予の方法] 申請日以降1年間の当該制度融資に係る元本の返済について、返済期日を1年間繰り延べるとともに、以降完済期までの返済期日をそれぞれ1年間繰り延べる。 | | | | | | | | | 県・取扱金融機関 産業労働部 経営支援課 |
| | 中小企業支援緊急資金無利子貸付事業 | 運転資金 設備資金 | 被災した中小企業者 | 1億円 (知事特認2億円) | 10年以内 (2年以内) | 0% | 5年 | 1.3% (無利子期間を過ぎても1.3%の固定金利) | 1.3% | | | 現在の貸付も含め8,000万円超は担保 連帯保証人が必要な場合あり | 保証料は県が負担 | 県・商工会議所・商工会・取扱金融機関 産業労働部 経営支援課 |
| | 小規模事業者緊急資金無利子貸付事業 | 運転資金 設備資金 | 被災した小規模事業者(マル経資金、生活衛生改善貸付対象者) | 1,000万円 | 運転資金 5年以内(6月以内) 設備資金 7年以内(6月以内) | 0% | 5年 | 1.5% | 1.0% | 0.5% | | | | 県・福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町の商工会議所または商工会 産業労働部 経営支援課 |
| | 農業緊急資金無利子貸付事業(農業災害資金) | 運転資金 設備資金 | 被災した農業者・生産組織 | 個人 200万円 生産組織 500万円 | 5年以内 (1年以内) | 0% | 5年 | 3.25% | 1.175% | 1.175% | 0.90% (農業団体) | | 保証料は県が負担 | 県・市町村・JA 農林水産部 農業技術経営課 |
| | 農業緊急資金無利子貸付事業(農業経営維持安定資金) | 運転資金 設備資金 | 被災した農業者・農業法人で農業所得を主とする者 | 個人 200万円 農業法人 1,000万円 | 5年以内 (3年以内) | 0% | 5年 | 0.90% | 0.45% | 0.45% | | 担保が必要な場合あり 連帯保証人 | | 県・市町村・JA 農林水産部 農業技術経営課 |
| | 内水面漁業緊急資金無利子貸付事業 | 運転資金 | 被災した内水面漁業生産組合 | 1,000万円 | 5年以内 (1年以内) | 0% | 5年 | 3.25% | 2.075% | 1.175% | | 連帯保証人 | | 県・福井県信用漁業協同組合連合会 農林水産部 水産課 |